

令和8年度民間国際活動団体 助成金交付要綱

参考資料 令和8年度版

公益社団法人青森県観光国際交流機構

令和7年12月1日 国際交流グループ 三上牧子

趣旨

(公社)青森県観光国際交流機構(以下「機構」)では、青森県内で国際交流・国際協力活動を行う民間の団体(以下「団体」)を支援するため、令和8年度予算の範囲内において民間活動団体助成金(以下「助成金」)を交付するものとし、交付については、要綱の定めるところによる



対象団体

01. 青森県内に所在地がある団体

02. 任意団体、営利を主た
る目的としない団体

03. 政治・宗教活動を
目的としない団体

04. 責任者、連絡先が明確で
遂行能力、資金管理能力
を有する団体

05. 前年度助成を
受けていない
団体

対象事業

- ・在住外国人の支援に関する事業
- ・国際友好親善・国際理解を促進する事業
- ・その他、機構が国際交流・国際協力として認める事業



助成金の額



- ・ 対象経費の1/2以内(千円未満切り捨て)
- ・ または10万円のいづれか少ない金額

会議費

(実施事業に係る会議に要する費用
(茶菓子代))

通信運搬費

(電話、郵便等通信に要する費用及び運送や配達に要する費用)

消耗品費

(事務用品(文具類等)に要する費用(図書については1万円未満)、その他資機材等については2万円未満のものに限る)

印刷製本費

(事業実施に係る印刷及び製本に要する費用)

費用弁償費

(団体の依頼により旅行した者の旅費交通費)

報償品費

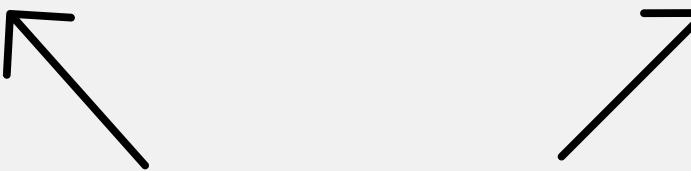
(役務の提供等に対する謝礼品購入に要する費用)

賃借料

(事業実施に必要な機会等の賃借料及びリース契約、レンタル等に基づく賃借要する費用)

対象経費

(例)



保険料

(不慮の事故に備えてかける保険等に要する費用)

諸謝金

(謝金に要する費用)

委託料

(作業等を外部に委託した際に要する費用)

手数料

(振込手数料、WEB会議ソフトのアカウント代)

申請から交付までの流れ

R7.12.15～
R8.1.31

2月中旬頃

3月中旬頃発送

R8.4.1～
R8.4.7

R8.4

01

02

03

04

05

申請書提出
(第1号様式)

審査・
選考委員会

交付内定通知
(第2号様式)

支払請求
(第3号様式)

交付決定・
決定通知
(第4号様式)

事業変更・中止

- ★変更・中止は速やかに申請
(第6号様式)
- ★軽微な変更は除く

実績報告書の提出

- ・事業完了後30日以内、または
令和9年4月7日(火)まで
- ・実績報告書（第5号様式）に
証憑書類を添付すること



その他

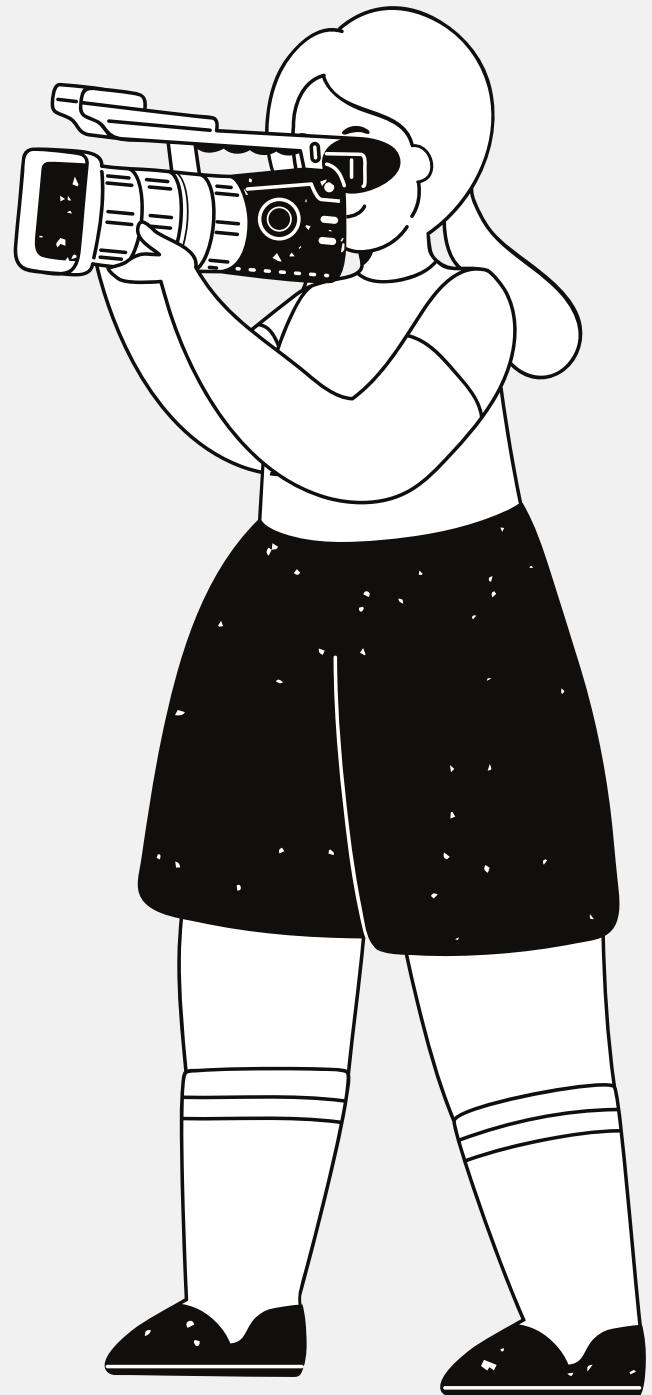
交付決定の取消及び助成金の返還

以下の場合、助成金の全部または一部返還を求める

- ・事業を実施しないとき
- ・中止、完了の見込みがないとき
- ・無承認での事業変更したとき
- ・助成金の目的外使用、不正が認められたとき

報告の徴収、調査

機構は、必要に応じて報告徴収・調査を求めること
ができる



問合せ先

公益社団法人青森県観光国際交流機構
国際交流グループ 担当:三上

〒030-0803 青森市安方1-1-40 8F

TEL 017-735-2221

FAX 017-735-2067

Email: info_kokusai_koryu@aomori-kanko.or.jp